

特

記

仕

様

書

概数として扱う数量一覧表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事			当初	事業区分	下水道	
							工事区分	管路	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	
管路				式		1			
付帯工				式		1			
舗装版破碎工				式		1			
殻運搬			アスファルト殻【ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級】 【タイヤ損耗費 10t積級】	m3		2.9		概数	
殻処分			アスファルト殻【再資源化廃棄物受入費】 アスファルト塊 小破：縦横φ30～φ300mm（厚さ150mm以上は 中破）（	m3		2.9		概数	

特 記 仕 様 書

20 一般事項

01 適用

01 共通仕様書

当該工事は、『下水道土木工事必携（案）（公益社団法人日本下水道協会）』（以下、「土木工事必携」という。）及び『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下、「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

02 土木工事積算基準等

1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。

（１）下水道工事

「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（２）一般土木工事

「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」

2 「土木工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。

（１）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。

（２）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。

（３）上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。

3 「下水道工事工種体系化の手引き」及び「土木工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。

4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。

（１）下水道工事

「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（２）一般土木工事

「土木工事数量算出要領」

03 概数

1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。

2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。

4 当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

04 非契約数量

工事数量総括表の単位及び数量が（ ）で表記されている数量（摘要を含む）は、契約事項とならない数量である。ただし、契約数量に連動して概数の確定や現場条件変更等が生じた場合には、必要に応じて設計変更する。

05 参考図

参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項を指定するものではない。

12 図面の電子媒体による納品

当該工事の成果品のうち出来形図については、施設台帳の整理、用地管理者への届出等に使用するため、通常の納品に加え電子媒体による提出も行うこと。ファイルのフォーマット、提出方法については工事監督員と協議し決定すること。

24 施工に係る要点箇所の事前測量

当該工事の施工に当たり、次の箇所の基準高さをあらかじめ測量し、工事監督員に報告すること。なお、（２）の確認後には必要に応じてマンホール部材を設計変更する。

- （１）既設マンホールの位置並びに天端及び管底高さ
- （２）マンホール設置予定箇所の現地盤高さ

21 工程関係
02 工期設定

01 工期設定について

工期：2026年8月19日から2026年11月30日まで

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- ①準備期間：30日間
- ②後片付け期間：20日間
- ③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）：1.7

04 施工の制限内容

01 時間的制約を求められた場合の報告

当該工事の施工に当たり、関係機関等から通勤・通学の時間帯や周辺地域の状況により、時間的制約等を求められた場合には、工事監督員に報告すること。

05 近接施設の制限

04 他の占有者との立会い

当該工事の施工区間において次の既設占有物件が埋設されている。施工に先立ち、各管理者との立会いにより埋設位置を確認すること。

	測点	既設占有物	物件管理者
①	全区間	水道管	留萌市水道事業

07 埋設物等の調査等

01 地下埋設物の管理者等との立会い

当該工事の施工に当たっては、地下埋設物の管理者等との現地立会を行い、当該物件の位置、深さ、保安対策等の打合せを行うこと。なお、「立会い打ち合わせ調書」等にその打ち合わせ内容と結果を記載して立会い者等に押印を求め、当該調書の写しを工事監督員に提出すること。

15 月単位の週休 2 日工事

01 月単位の週休 2 日工事の実施について

- 1 本工事は、月単位の「週休 2 日設定工事」の対象工事である。
- 2 受注者が月単位の週休 2 日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。
- 3 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。
対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。
- 4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5 に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。通期の週休 2 日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%の水準の状態をいう。
- 6 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - （1） 受注者は、週休 2 日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - （2） 受注者は、実施結果を 発注者へ報告する。
- 8 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。
- 9 その他の事項については、留萌市が定める週休 2 日工事に関する実施要領によるものとする。

16 段階確認

01 段階確認

段階確認は土木工事共通仕様書の1-1-1-23の6によるもののほか、次の〔別表2〕に基づいて行うこととする。

〔別表2〕

対象	種別	細別	確認時期	確認項目の目安
○	管布設工	管布設（自然流下管）	布設完了時	基準高、蛇行
		矩形渠（プレキャスト）	布設完了時	基準高、蛇行
		圧送管	布設完了時	基準高、蛇行
○	管基礎工	砂基礎	施工完了時	幅、厚さ
		砕石基礎	施工完了時	幅、厚さ
		はしご胴木基礎	施工完了時	幅、厚さ
	管路土留工	軽量鋼矢板	建込完了時	切梁位置、根入れ深さ
		建込簡易土留	建込完了時	切梁位置
	立坑工	立坑工	施工完了時	寸法、高さ
		立坑基礎	施工完了時	基準高
	推進工	推進工	推進完了時	基準高、延長
	立坑内管布設工	空伏工	施工完了時	幅、高さ
○	組立マンホール工	組立マンホール工	設置完了時	基準高、天端基準高
	小型マンホール工	小型マンホール工	設置完了時	基準高、天端基準高
○	舗装復旧工	下層路盤	施工完了時	厚さ
○		凍上抑制層	施工完了時	厚さ

23 公害関係

01 公害防止の指定内容

11 排出ガス対策型建設機械の使用

当該工事は排出ガス対策型建設機械を使用することとしているが、使用できない場合は設計変更の対象とする。

02 水替・流入防止

02 湧水が発生した場合の報告

当該工事において湧水が発生した場合には、速やかに工事監督員に報告するとともに、対策工法について工事監督員と協議すること。

04 事業損失の調査等

01 地盤高の測定

当該工事では特に地盤高の測定を行う予定はないが、次に該当する箇所は測定の可否を工事監督員と協議すること。また、測定が必要な場合の実施頻度、測定方法も協議による。

（１） 建物等の近傍等、掘削による影響の有無を確認する必要がある箇所。

24 安全対策関係

01 交通安全施設の指定

01 交通安全管理の仕様

交通安全管理については、設計図等に基づくものとする。なお、地域住民・警察との協議、関連工事との調整等により変更の必要が生じた場合には、工事監督員と協議すること。

04 交通処理計画の提出

当該工事は片側交互通行規制を行い施工することとし、交通処理は別途計画図及び次によること。

- 1 着手前に現地状況等を確認のうえ、交通処理計画を作成し工事監督員と協議すること。
- 2 片側交互通行規制区間は、前後に交通誘導警備員を各1名配置すること。
- 3 片側交互通行規制区間は、一般車両の通行帯として2.5m以上の幅員を確保すること。
- 4 交通管理者への許可申請等において、交通処理計画の変更を求められた場合には、工事監督員に報告すること。

03 交通誘導警備員、警戒船、発破作業等の制約

02 交通誘導警備員の配置（配置図）

工事の施工に当たっては、別添図面のとおりに交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障がないよう十分注意して施工すること。

04 交通誘導警備員の資格及び配置

当該工事は、市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場であるため、交通誘導警備員は警備業法による警備員とすること。なお、警備員は延10人を予定しているが、警察等の協議により変更が生じた場合には、工事監督員と協議すること。

27 建設副産物・廃棄物関係

01 発生土の工事間利用・仮置条件

03 発生土の流用、搬出

床掘及び切土により発生する土砂は、工区内で流用すること。なお、残土は小平町農業振興有限会社（小平町花岡76番地、片道運搬距離14km）にある受入地に搬出すること。

02 再生資材等の利用

01 再生アスファルト混合物の使用

当該工事における再生アスファルト混合物の使用については、次のとおりとする。

- 1 再生細粒度アスファルト混合物：車道部表層
- 2 再生粗粒度アスファルト混合物：車道部基層
- 3 再生アスファルト安定処理：車道部上層路盤
- 4 再生細粒度アスファルト混合物：歩道部表層

02 コンクリート再生骨材について

- 1 コンクリート再生骨材を路盤用材料等に使用する場合の品質確保については、土木工事共通仕様書による。
- 2 コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によることができる。
確認の頻度は、製造施設毎に年1回以上とする。ただし、品質に変動が見受けられる場合は、確認の頻度を増やすなど考慮すること。なお、品質については、事前に確認すること。
- 3 コンクリート再生骨材を路盤等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。

03 コンクリート再生骨材の使用（再生骨材単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域）

当該工事におけるコンクリート再生骨材の使用については、次のとおりとする。

- 1 コンクリート再生骨材：0～40mm級（管きょ基礎、舗装復旧における下層路盤及び装甲路肩路盤）31.9m³
- 2 コンクリート再生骨材：0～80mm級（マンホール基礎、凍上抑制層）27m³

また、再資源化施設は留萌建設管理部管内（積算上、運搬費も含めて一番安価な処理施設を想定）（片道運搬距離：4.6km）を予定しているが、施工時期が確定した時点で、再資源化施設に供給量の確認を行い、施工協議簿に別途配布の「再生骨材の出荷確認について」の写しを添付し、工事監督員に報告すること。

03 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

01 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

この工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

04 副産物・廃棄物の処理条件

01 舗装切断作業の排水処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については設計変更の対象とするため、必要な資料を提出の上、工事監督院と協議すること。

02 特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1 アスファルト塊

- （１）処分場所：留萌建設管理部管内（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）
- （２）運搬距離：片道運搬距離 4. 6 km
- （３）処理方法：再資源化
- （４）受入条件：φ30～φ300

03 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または中間処理場に搬入する場合で、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入された場合においても、循環税が課税されるので適正に支払うこと。
- 2 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

04 副産物・廃棄物の処理条件

01 舗装切断作業の排水処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については設計変更の対象とするため、必要な資料を提出の上、工事監督院と協議すること。

02 特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1 アスファルト塊

- （１）処分場所：留萌建設管理部管内（受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設を想定）
- （２）運搬距離：片道運搬距離 4. 6 km
- （３）処理方法：再資源化
- （４）受入条件：φ30～φ300

03 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）について

- 1 当該工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または中間処理場に搬入する場合で、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入された場合においても、循環税が課税されるので適正に支払うこと。
- 2 当該工事では循環税相当額を見込んでいる。

30 その他

22 現場代理人の常駐義務緩和措置

01 現場代理人の常駐義務緩和措置

1 常駐を要しない期間

現場代理人は、原則として当該工事の着手日から完成届の受理日まで現場に常駐し、運営取締りを行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する期間は、現場常駐を要しない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事を全部または一時中止している期間
- (3) 上記に掲げる期間のほか、現場において作業が行われていない期間

2 兼務を認める工事の要件

次の各項のいずれかに該当する場合は、現場の運営取締りに支障がなく、発注者との連絡体制が確保されとし、現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、現場条件、施工状況等を勘案し、兼務することが適当でない場合はこの限りでない。

(1) 次のアからウのすべてを満たす場合

ア 請負代金額が4,500万円（建築工事は9,000万円）未満であること。

イ 工事場所が留萌市内であること。

ウ 公共工事であること。（他発注機関が兼務を認めている場合に限る。）。

(2) (1) のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事であり、同一の専任の主任技術者が管理できるとされた工事であること。

3 兼務の条件及び手続方法

(1) 現場代理人を兼務する場合は、次の条件を満たさなければならない。

ア 兼務するそれぞれの工事において、確実に連絡が可能となるよう連絡員を定めること。

イ 兼務するそれぞれの工事において、現場代理人としての職務を適切に執行すること。

(2) 兼務する工事は原則3件以内とすること。ただし、災害復旧工事については別途協議により決定する。

(3) 兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人兼務届」（様式は別途指示）を提出すること。

工 事 数 量 総 括 表

工事名 中部2号幹線公共柵設置工事

留萌市

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事		(当 初)	事業区分	下水道			
						工事区分	管路			
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件		単位
管路				式		1				
管きょ工(開削)				式		1				
管路土工				式		1				
(管路掘削)			0.45m3級BH	(m3)		(83)		< 1 m3当たり > 機械掘削工(ハックル)	m3	1
(管路埋戻)			0.45m3級BH	(m3)		(55)		< 1 m3当たり > 機械投入埋戻工(ハックル)	m3	1
(発生土処理)			D=14.0km(DID区間有) 【残土受入費(埋立) 受入場 所：小平町花岡76番地 小平 農業振興(有)】	(m3)		(22)		< 1 m3当たり > 発生土運搬工(4t積級・2t積級) 機械積み 処分費(m3)	m3 m3	1 1.2
管布設工				式		1				
リ付硬質塩化ビニル管			φ300	m		7		< 1 m当たり > リ付硬質塩化ビニル管設置工(市場単価)	m	1
リ付硬質塩化ビニル管			φ350	m		16		< 1 m当たり > リ付硬質塩化ビニル管設置工(市場単価)	m	1
ホリシリン管			φ300 【波付硬質ポリエチレン管 φm 300】	m		2		< 1 m当たり > 高密度ポリエチレン管据付	m	1

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事		(当 初)	事業区分	下水道			
						工事区分	管路			
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件	単位	数量
(継手類)				(式)		(1)		< 1 式当たり > リブくら型マンホール継手	個	2
								リブくら型マンホール継手	個	1
マンホール削孔接続				式		1		< 1 式当たり > 削孔代	箇所	1
								削孔代	箇所	1
管基礎工				式		1				
砕石基礎 φ350			φ40mm級Co再生骨材 【ダンプトラック[オンロードm ・ディーゼル] 10t積級 】【タイヤ損耗費 10t積級 良好 供用日 】			15		< 1 m当たり > 砕石基礎設置工(機械施工)(市場単価)	m3	0.231
								基礎材費	m3	0.231
砕石基礎 φ300			φ40mm級Co再生骨材 【ダンプトラック[オンロードm ・ディーゼル] 10t積級 】【タイヤ損耗費 10t積級 良好 供用日 】			6		< 1 m当たり > 砕石基礎設置工(機械施工)(市場単価)	m3	0.233
								基礎材費	m3	0.233
管路土留工				式		1				

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事			(当 初)	事業区分	下水道		
							工事区分	管路		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件	単位	数量
(軽量鋼矢板土留)			矢板長H=3.0m 型 【腹起し材質料 (100m当り) (m) 】【切梁材質料 軽量金属切梁 材 (100m当り) 】【水圧ポンプ 賃料 (100m当り) 】【			(23)		< 23 m当たり >		
								軽量鋼矢板建込工 (両側分)	m	23
								軽量鋼矢板引抜工 (両側分)	m	23
								土留支保工(軽量金属支保工)	m	23
								軽量鋼矢板等賃料	式	1
マンホール工				式		1				
集水樹工				式		1				
プレキャスト集水樹				箇所		1		< 1 箇所当たり >		1
								プレキャスト集水樹	基	
								コンクリートはつり	m 2	1
								コンクリート蓋	組	1
								下部樹	個	1
組立マンホール工				式		1				

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事			(当 初)	事業区分	下水道		
							工事区分	管路		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件	単位	数量
組立1号マンホール			H=2.99m T-25 【生コンクリート 混合B種 箇所 C - 4 】【砂 凍上抑制層用 材料 】	箇所		1		< 1 箇所当たり > ブロック 蓋 受枠 可とう継手等	式	1
								組立マンホール設置工 (市場単価)	箇所	1
								基礎材費	m3	0.3
								コンクリート	m 3	0.15
								空積割増加算額	m3	3.85
								型枠	m 2	0.3
								モルタル上塗り マンホール用	m2	0.7
付帯工				式		1				
舗装版破碎工				式		1				
殻運搬			アスファルト殻 【ダンプトラック [オンロード m3 ・ディーゼル] 1 0 t 積級 】【タイヤ損耗費 1 0 t 積級 良好 供用日 】	m3		2.9		< 1 m3当たり > 殻運搬	m 3	1
殻処分			アスファルト殻 【再資源化廃棄物受入費 アスファ ルト塊 小破：縦横 φ30 ~ φ300m m (厚さ150mm以上は中破) (株)ネオリサイクル】	m3		2.9		< 1 m3当たり > 処分費 (t)	t	2.35

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事			(当 初)	事業区分	下水道		
							工事区分	管路		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件		単位
(舗装版切断)			アスファルト舗装版15cm以下	(m)		(92)		< 1 m当たり > 舗装版切断	m	1
舗装版破砕			アスファルト舗装版15cm以下	m2		27.6		< 1 m2当たり > 舗装版破砕	m 2	1
アスファルト舗装復旧工				式		1				
凍上抑制層【車道部】			80mm級Co再生骨材 t=300mm 【路盤材 】【ダンブトラッ ク [オンロード・ディーゼル] 1 0 t 積級 】【タイヤ損耗 費 1 0 t 積級 良好 供用日 】	m2		22		< 1 m2当たり > 下層路盤（歩道部） 路盤材費	m 2 m3	1 0.3
凍上抑制層【歩道部】			80mm級Co再生骨材 t=170mm 【路盤材 】【ダンブトラッ ク [オンロード・ディーゼル] 1 0 t 積級 】【タイヤ損耗 費 1 0 t 積級 良好 供用日 】	m2		5		< 1 m2当たり > 下層路盤（歩道部） 路盤材費	m 2 m3	1 0.17
下層路盤(車道部)			40mm級Co再生骨材 t=400mm 【路盤材 】【ダンブトラッ ク [オンロード・ディーゼル] 1 0 t 積級 】【タイヤ損耗 費 1 0 t 積級 良好 供用日 】	m2		22		< 1 m2当たり > 下層路盤（歩道部） 路盤材費	m 2 m3	1 0.4
下層路盤(歩道部)			40mm級Co再生骨材 t=100mm 【路盤材 】【ダンブトラッ ク [オンロード・ディーゼル] 1 0 t 積級 】【タイヤ損耗 費 1 0 t 積級 良好 供用日 】	m2		5		< 1 m2当たり > 下層路盤（歩道部） 路盤材費	m 2 m3	1 0.1

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事		(当 初)	事業区分	下水道			
						工事区分	管路			
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
								現場条件	単位	数量
上層路盤(車道・路肩部)			再生As安定処理 t=50mm 【再生アスファルト安定処理 m2 A s 量 3 . 5 ~ 5 . 5 % 配合 率 5 0 % 】			48		< 1 m2当たり > 上層路盤 (車道・路肩部)	m 2	1
基層(車道・路肩部)			再生粗粒度アスコン t=40mm 【再生粗粒度アスファルト混合m2 物 A s 量 4 . 5 ~ 6 . 5 % 配合率 5 0 % 】			48		< 1 m2当たり > 基層 (車道・路肩部)	m 2	1
表層(車道・路肩部)			再生細粒度アスコン t=30mm 【再生細粒度アスファルト混合m2 物 A s 量 7 . 5 ~ 9 . 5 % 配合率 5 0 % 車道用 】			48		< 1 m2当たり > 表層 (車道・路肩部)	m 2	1
表層(歩道部)			再生細粒度アスコン t=30mm 【再生細粒度アスファルト混合m2 物 A s 量 6 . 5 ~ 8 . 5 % 配合率 5 0 % 歩道用 】			12		< 1 m2当たり > 表層 (歩道部)	m 2	1
仮設工				式		1				
交通管理工				式		1				
(交通誘導警備員A)				(人日)		(5)		< 1 人日当たり > 交通誘導警備員 A	人日	1
(交通誘導警備員B)				(人日)		(5)		< 1 人日当たり > 交通誘導警備員 B	人日	1
直接工事費				式		1				

工事数量総括表

		工事名	中部2号幹線公共樹設置工事			(当 初)	事業区分	下水道	
						工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	摘要		
							現場条件	単位	数量
共通仮設費			式		1				
共通仮設費			式		1				
運搬費			式		1				
(仮設材運搬費)		軽量鋼矢板 往復 【積込み荷卸し費（仮設材等）(t) 】			(9.3)		< 1 t当たり > 仮設材等の運搬（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等 仮設材等の積込み取卸し費	t t	2 2
共通仮設費（率計上）			式		1				
純工事費			式		1				
現場管理費			式		1				
工事原価			式		1				
一般管理費等			式		1				
工事価格			式		1				

